

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）**

都市計画膏薬辻子地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	膏薬辻子地区地区計画
	位 置	京都市下京区妙伝寺町，郭巨山町，矢田町，新釜座町及び四条町の各一部
	面 積	約 0.7 ヘクタール
	地区計画の目標	<p>四条烏丸の西に位置する膏薬辻子は，中世までさかのぼる歴史ある道であり，明治以降は繊維関係の仕事に携わる人々の職住一体のまちとして，京町家が軒を連ね，落ち着いた景観が形成されてきた歴史的細街路であり，四条烏丸に近接した都心部にありながらも，今なお歴史的な風情が感じられる路地として，貴重な空間を保っている。</p> <p>このような地区において，地区計画を定めることにより，歴史に培われた静かで活力ある歴史的細街路の町並みの維持・継承を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 に 関 する 方 針	<p>商業・業務機能が集積する都心部の立地をいかしたまちなかの賑わいを，静かで落ち着いた住環境や美しい町並みに調和させ，幅広い世代が住み続けられる職住共存の良好な居住環境の形成を図る。</p>
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限により，職住共存の落ち着いた環境にふさわしい建築物を誘導する。 2 京町家が軒を連ねる魅力的な通り景観の保全や快適な歩行環境を確保するため，全地区において，壁面の位置の制限，壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3 さらに，既存の町並みが残るA地区においては，町並みの維持・継承を図るため，容積率の最高限度，敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定め，併せて建築基準法第42条第3項の規定により水平距離が指定された道路（以下「3項道路」という。）による道路斜線制限及び容積率制限について緩和を適用する。 4 また，辻子を挟んでA地区と対面するB及びC地区においては，A地区の町並みに調和するよう必要な制限を定め，3項道路による道路斜線制限について緩和を適用する。

地区 整 備 計 画	地区の 区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約 0.28 ヘクタール
	建築物等 用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 京都市建築基準条例第34条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる店舗
	容積率の最高限度		10分の20
	建築物の敷地面積の最低限度		60平方メートル
建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から3項道路の境界線（建築基準法第42条第3項の規定により境界線とみなされる線がある場合にあっては、当該線をいう。以下同じ。）までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。 (1) 地盤面からの高さが6メートル以下の建築物の部分（第3号に掲げる建築物の部分を除く。） 0.9メートル (2) 地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分 2.4メートル（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.9メートル） ア 3項道路の境界線までの距離が2.4メートル以内にある軒の高さが6メートル以下であること。 イ 勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。 ウ 3項道路の境界線までの距離が2.4メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分（軒、ひさし、手すりその他これらに類するものを除く。）に3階以上の部分が含まれていないこと。 (3) 出窓その他これに類する建築物の部分で、次のいずれにも該当するもの 0.45メートル ア 地盤面からの高さが3メートル以下であること。 イ 地盤面から0.2メートル以下の部分が、外気に開放されていること。 ウ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを建築物の水平投影の当該道路に面する部分の長さで除した数値が2分の1以下であること。 2 3項道路の境界線が屈曲する角（屈曲により生じる内角が135度を超えるものを除く。）に接して敷地が存する場合におけるいずれ

		<p>か一方の3項道路の境界線までの距離の最低限度については、前項第1号中「建築物の部分（第3号に掲げる建築物の部分を除く。）」とあるのは「建築物の部分」と、「0.9メートル」とあるのは「0.3メートル」と、同項第2号中「2.4メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「0.9メートル」とあるのは「0.3メートル」と読み替えて、これらの規定を適用し、同項第3号の規定は、適用しない。</p>
	壁面後退区域における 工作物設置の制限	<p>3項道路の境界線から0.9メートルの線と当該道路境界線との間の土地の区域には、地盤面からの高さが1.2メートルを超える工作物を設置してはならない。ただし、鳥居を除く。</p>
	建築物の高さの 最高限度	<p>12メートル</p>
	建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の制 限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、都市計画法第8条第1項第6号の規定に基づく京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区計画書のうち、用語の定義及び形態意匠の制限に係る共通の基準を適用する。 2 屋根は、次の各号に適合したものとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 切妻平入の特定勾配を持つ屋根（原則として軒の出は90センチメートル以上）とすること。ただし、角地に位置する建築物を除く。 (2) 角地に位置する建築物は、特定勾配を持つ屋根（原則として軒の出は90センチメートル以上）とすること。 3 屋根材は、日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。 4 軒庇は、次の各号に適合したものとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 3項道路に面する1及び2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は90センチメートル以上）を設けること。ただし、角地に位置する切妻平入の建築物の妻側を除く。 (2) 3項道路以外の道路に面する建築物の1及び2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は60センチメートル以上）を設けること。 5 3項道路に面する2階以下の軒高は、6メートル以下とし、2階を超える軒高は、8.5メートル以下とする。 6 外壁は、次の各号に適合したものとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 (2) 3項道路に面する1及び2階の外壁面は、道路から90センチメートル以上（出格子を設ける場合は、当該部分に限り45センチメートル以上）後退すること。（角地に位置する切妻平入の建築物の妻側を除く。） (3) 3項道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面から1.5メートル以上後退すること。ただし、次のいずれかに掲げる場合を除く。 <ol style="list-style-type: none"> ア 角地に位置する切妻平入の建築物の妻側 イ 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された

		<p>もの。</p> <p>(4) 3項道路以外の道路に面する3階以上の外壁面は1階の外壁面から原則として、90センチメートル以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 3項道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。</p> <p>7 屋根以外の色彩は、歴史的町並みと調和する色彩とすること。</p> <p>8 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、次の各号に適合したものとする。</p> <p>(1) 3項道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、地区内の建築物と調和した門又は塀の設置により、町並みの景観の連続性を確保すること。</p> <p>(2) 3項道路以外の道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。</p> <p>9 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 地区整備計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模及び形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物</p> <p>(2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物</p> <p>(3) 区分の異なる2以上の地区整備計画にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良い景観の形成に有効でないとして認められるもの。</p>
--	--	---

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	地区の名称	B地区
		地区の面積	約 0.16 ヘクタール
	建築物等 の 用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 京都市建築基準条例第34条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる店舗
	建築物の敷地面積の 最低限度		60平方メートル
	建築物等 に 関 する 事 項	壁面の位置の制限	壁面から3項道路の境界線までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。 (1) 地盤面からの高さが6メートル以下の建築物の部分（第3号に掲げる建築物の部分を除く。） 0.9メートル (2) 地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分 5.9メートル（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.9メートル） ア 3項道路の境界線までの距離が5.9メートル以内にある軒の高さが6メートル以下であること。 イ 勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。 ウ 3項道路の境界線までの距離が5.9メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分（軒、ひさし、手すりその他これらに類するものを除く。）に3階以上の部分が含まれていないこと。 (3) 出窓その他これに類する建築物の部分で、次のいずれにも該当するもの 0.45メートル ア 地盤面からの高さが3メートル以下であること。 イ 地盤面から0.2メートル以下の部分が、外気に開放されていること。 ウ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを建築物の水平投影の当該道路に面する部分の長さで除した数値が2分の1以下であること。
	壁面後退区域における 工作物設置の制限		3項道路の境界線から0.9メートルの線と当該道路境界線との間の土地の区域には、地盤面からの高さが1.2メートルを超える工作物を設置してはならない。
	建築物の高さの 最高限度		綾小路通の北側端線から30メートルの範囲においては、15メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）。

		<p>し、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有する建築物については、18メートル</p> <p>その他の区域においては、31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）</p>
	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p>1 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、都市計画法第8条第1項第6号の規定に基づく京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区計画書のうち、用語の定義、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表4を適用する。</p> <p>2 3項道路に面する部分は、次の各号に適合したものとすること。</p> <p>(1) 低層又は中層建築物の屋根は、切妻平入の特定勾配を持つ屋根（原則として軒の出は90センチメートル以上）とすること。ただし、3項道路から5.9メートルを超える部分を除く。</p> <p>(2) 1及び2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は90センチメートル以上）を設けること。ただし、角地に位置する切妻平入の建築物の妻側を除く。</p> <p>(3) 1及び2階の軒高は、6メートル以下とする。</p> <p>(4) 外壁は、次の各号に適合したものとすること。</p> <p>ア 1及び2階の外壁面は、道路から90センチメートル以上(出格子を設ける場合は、当該部分に限り45センチメートル以上)後退すること。(角地に位置する切妻平入の建築物の妻側を除く。)</p> <p>イ 3階以上の外壁面は、1階の外壁面から5メートル以上後退すること。ただし、次のいずれかに掲げる場合を除く。</p> <p>(ア) 角地に位置する切妻平入の建築物の妻側</p> <p>(イ) 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮されたもの。</p> <p>ウ 2及び3階の外壁には、建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。</p> <p>(5) 駐車場等の開放された空地を設ける場合は、地区内の建築物と調和した門又は塀の設置により、町並みの景観の連続性を確保すること。</p> <p>3 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 地区整備計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模及び形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物</p> <p>(2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物</p> <p>(3) 区分の異なる2以上の地区整備計画にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適</p>

			用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの。
--	--	--	--

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	地区の名称	C地区
		地区の面積	約 0.06 ヘクタール
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 京都市建築基準条例第34条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる店舗
		建築物の敷地面積の 最低限度	60平方メートル
		壁面の位置の制限	壁面から3項道路の境界線までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。 (1) 地盤面からの高さが6メートル以下の建築物の部分（第3号に掲げる建築物の部分を除く。） 0.9メートル (2) 地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分 5.9メートル（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.9メートル） ア 3項道路の境界線までの距離が5.9メートル以内にある軒の高さが6メートル以下であること。 イ 勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。 ウ 3項道路の境界線までの距離が5.9メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分（軒、ひさし、手すりその他これらに類するものを除く。）に3階以上の部分が含まれていないこと。 (3) 出窓その他これに類する建築物の部分で、次のいずれにも該当するもの 0.45メートル ア 地盤面からの高さが3メートル以下であること。 イ 地盤面から0.2メートル以下の部分が、外気に開放されていること。 ウ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを建築物の水平投影の当該道路に面する部分の長さで除した数値が2分の1以下であること。
		壁面後退区域における 工作物設置の制限	3項道路の境界線から0.9メートルの線と当該道路境界線との間の土地の区域には、地盤面からの高さが1.2メートルを超える工作物を設置してはならない。
		建築物の高さの 最高限度	31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）
		建築物等の形態又は	1 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、都市計画法第8条第1項第6号の規定に基づく京都都市計画（京都国際文化観光都

	<p>色彩その他の意匠の制限</p>	<p>市建設計画)景観地区計画書のうち、用語の定義、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表16(都心部幹線地区)を適用する。</p> <p>2 3項道路に面する部分は、次の各号に適合したものとすること。</p> <p>(1) 屋根は、原則として切妻平入の特定勾配屋根(軒の出は90センチメートル以上)とすること。ただし、3項道路から5.9メートルを超える部分を除く。</p> <p>(2) 1及び2階の外壁には、軒庇(原則として特定勾配を持ち、軒の出は90センチメートル以上)を設けること。</p> <p>(3) 1及び2階の軒高は、6メートル以下とする。</p> <p>(4) 外壁は、次の各号に適合したものとすること。</p> <p>ア 1及び2階の外壁面は、道路から90センチメートル以上(出格子を設ける場合は、当該部分に限り45センチメートル以上)後退すること。</p> <p>イ 3階以上の外壁面は、1階の外壁面から5メートル以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 2及び3階の外壁には、建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。</p> <p>(5) 駐車場等の開放された空地を設ける場合は、地区内の建築物と調和した門又は塀の設置により、町並みの景観の連続性を確保すること。</p> <p>3 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 地区整備計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模及び形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物</p> <p>(2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物</p> <p>(3) 区分の異なる2以上の地区整備計画にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良い景観の形成に有効でないと認められるもの。</p>
--	--------------------	---

地区の区分	地区の名称	D地区
	地区の面積	約 0.05 ヘクタール
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 京都市建築基準条例第34条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる店舗
	壁面の位置の制限	壁面から3項道路の境界線までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。 (1) 地盤面からの高さが6メートル以下の建築物の部分（第3号に掲げる建築物の部分を除く。） 0.9メートル (2) 地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分 1.8メートル。（次のいずれにも該当する建築物にあっては、0.9メートル） ア 3項道路の境界線までの距離が1.8メートル以内にある軒の高さが6メートル以下であること。 イ 勾配が10分の3から10分の4.5までの屋根を有すること。 ウ 3項道路の境界線までの距離が1.8メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが6メートルを超える建築物の部分（軒、ひさし、手すりその他これらに類するものを除く。）に3階以上の部分が含まれていないこと。 (3) 出窓その他これに類する建築物の部分で、次のいずれにも該当するもの 0.45メートル ア 地盤面からの高さが3メートル以下であること。 イ 地盤面から0.2メートル以下の部分が、外気に開放されていること。 ウ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを建築物の水平投影の当該道路に面する部分の長さで除した数値が2分の1以下であること。
	壁面後退区域における工作物設置の制限	3項道路の境界線から0.9メートルの線と当該道路境界線との間の土地の区域には、地盤面からの高さが1.2メートルを超える工作物を設置してはならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、都市計画法第8条第1項第6号の規定に基づく京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区計画書のうち、用語の定義、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表16(都心部幹線地区)を適用する。 2 3項道路に面する部分は、次の各号に適合したものとすること。 (1) 1及び2階の外壁には、軒庇(原則として特定勾配を持ち、軒の出は90センチメートル以上)を設けること。 (2) 1及び2階の軒高は、6メートル以下とする。

			<p>(3) 外壁は、次の各号に適合したものとすること。</p> <p>ア 1及び2階の外壁面は、道路から90センチメートル以上(出格子を設ける場合は、当該部分に限り45センチメートル以上)後退すること。</p> <p>イ 3階以上の外壁面は、1階の外壁面から90センチメートル以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 2及び3階の外壁には、建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。</p> <p>3 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>(1) 地区整備計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模及び形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物</p> <p>(2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物</p> <p>(3) 区分の異なる2以上の地区整備計画にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良い景観の形成に有効でないとして認められるもの。</p>
--	--	--	---

地区の区分	地区の名称	E地区
	地区の面積	約 0.01 ヘクタール
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の用に供するもの (2) 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業の用に供するもの (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 京都市建築基準条例第34条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる店舗
	壁面の位置の制限	壁面から3項道路の境界線までの距離の最低限度は、0.3メートル
	壁面後退区域における工作物設置の制限	3項道路の境界線から0.3メートルの線と当該道路境界線との間の土地の区域には、地盤面からの高さが1.2メートルを超える工作物を設置してはならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限は、都市計画法第8条第1項第6号の規定に基づく京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区計画書のうち、用語の定義、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表16(都心部幹線地区)を適用する。 2 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。 (1) 地区整備計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模及び形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物 (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物 (3) 区分の異なる2以上の地区整備計画にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの。

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、都心部にありながらも、今なお歴史的な風情が感じられる路地として、貴重な空間が保たれる当地区において、建築基準法第42条第3項の規定に基づく道路の指定と併せて、地区計画を決定することにより、職住共存の静かで落ち着いた住環境と壁面や軒が連続した趣のある歴史的な町並み景観の維持・継承を図るものである。